

国立大学法人和歌山大学大学連携研究設備ネットワーク設備利用規程

制 定 平成21年11月30日
法人和歌山大学規程第 972 号
最終改正 令和 2年 2月28日

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人和歌山大学（以下「本学」という。）が管理及び運用する設備のうち、大学連携研究設備ネットワーク構築事業実施規約（平成22年3月8日付け大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。次条において「実施規約」という。）第6条第1項の規定により相互利用に供するものの利用について必要な事項を定めるものとする。

(設備)

第2条 本学が実施規約第6条第1項の規定により相互利用に供する設備（以下「設備」という。）は、別表1に掲げるものとする。

(利用資格者)

第3条 設備を利用する資格を有する者（以下「利用資格者」という。）は、次のいずれかに該当する者とする。

(1) 本学の教職員及び研究者

(2) 大学連携研究設備ネットワーク予約・課金システム利用規約（平成22年3月8日付け大学連携研究設備ネットワーク協議会決定。以下「利用規約」という。）第4条第1項の規定により大学連携研究整備ネットワークの利用に係る承認を受けた利用機関に所属する教職員及び研究者

(設備管理者)

第4条 別表1に掲げる設備ごとに設備管理者を置き、当該設備が設置されている学部等に所属する教職員のうちから、当該所属の長が指名した者をもって充てる。

(利用の申請及び承認)

第5条 利用資格者は、利用しようとする設備ごとに別に定める様式により、当該設備の設備管理者に利用の申請を行い、その承認を受けなければならない。

2 設備管理者は、前項の規定による申請を受理した場合、当該申請が不適切であると判断したときは、これを承認しないことができる。

(利用の条件)

第6条 前条第1項の承認を受けた者（以下「利用者」という。）は、当該設備の設備管理者の指示に従い、当該設備を利用するものとする。

2 設備管理者は、次の各号のいずれかに該当する利用者が受ける損害に対してその責を負わない。

(1) 天災地変等のやむを得ない事由により設備の利用ができず、損害が生じたとき

(2) 利用者自らが持ち込み使用した材料等に損害が生じたとき

(3) 利用者の責に帰すべき事由によって損害が生じたとき

(利用料等)

第7条 第3条第2号による利用者は、設備の利用に要する利用料又は依頼測定料（以下「利用料等」という。）を納付するものとし、その額は、次の各号の区分に応じ当該各号に定め

大学連携研究設備ネットワーク設備利用規程

る額とする。なお、依頼を受けたサンプルは、原則として返却しない。ただし、依頼時に返却が必要である旨を申し出た場合は、この限りではない。

(1) 利用料 別表2に規定する利用料に利用時間数を乗じて得た額

(2) 依頼測定料 別表2に規定する依頼測定料にサンプル数を乗じて得た額

2 前項の規定にかかわらず、国立大学法人和歌山大学大学連携研究設備ネットワーク委員会（以下「委員会」という。）が特に必要と認め学長が承認した時は、利用料等の額の全部又は一部を免除することができる。

(納付の方法)

第8条 前条第1項に定める利用料等の納付は、利用規約の規定及び本学の定めるところによるものとする。

(目的外利用の禁止)

第9条 利用者は、承認を受けた目的以外に設備を利用し、又は第三者に利用させてはならない。

(利用承認の取消し等)

第10条 設備管理者は、利用者がこの規程に違反し、設備の利用に重大な支障を生じさせたときは、第5条第1項の承認を取り消し、又は利用を停止することができる。

(損害賠償)

第11条 利用者は、故意又は重大な過失によりその利用に係る設備を滅失し、又は毀損した時は損害賠償責任を負うものとする。

(秘密の保持)

第12条 利用者から依頼を受け測定を担当する本学の教職員は、依頼者の書面による同意なしに、測定の過程において知り得た情報や知的財産等を公表してはならない。

(事務)

第13条 設備の利用に関する事務は、設備管理者の所属する学部等が行う。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、設備の利用に関し必要な事項は委員会において定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年11月30日から施行する。

附 則（平成22年3月26日一部改正：法人和歌山大学規程第1006号）

この改正規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月28日一部改正：法人和歌山大学規程第1516号）

この改正規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年5月22日一部改正：法人和歌山大学規程第1684号）

この改正規程は、平成27年5月22日から施行する。

附 則（令和2年2月28

日一部改正：法人和歌山大学規程第2264号）

この改正規程は、令和2年4月1日から施行する。

別表1（第2条、第4条関係）

設 備 名	メーカー	規 格	設備の設置場所
ガスクロマトグラフ 質量分析計	株式会社島津製作 所	G C M S - Q P 2 0 1 0 P l u s	システム工学部B棟 B-301

別表2（第7条関係）

（消費税込）

設 備 名	メーカー	規 格	利用料/時間区 分	依頼測定料 /サンプル 数
ガスクロマトグラフ 質量分析計	株式会社島津製作 所	G C M S - Q P 2 0 1 0 P l u s	3,400円	3,400円